

京都市総合育成支援教育就学奨励費支給要綱

平成16年3月15日	教育長決裁
平成19年3月30日	教育長決裁
平成25年4月1日	教育長決裁
平成26年4月1日	教育長決裁
平成27年3月16日	教育長決裁
平成29年3月30日	教育長決裁
平成30年3月30日	教育長決裁
平成31年3月29日	教育長決裁
令和2年3月31日	教育長決裁
令和4年3月24日	教育長決裁
令和5年3月22日	教育長決裁

(目的)

第1条 この要綱は、学校教育法第19条の規定に基づき、小学校、中学校及び小中学校の育成学級に在学する者その他これに準じる者について、その保護者の経済的負担を軽減するため、その負担能力の程度に応じ、必要な経費の一部を、本市が行う援助（以下「総合育成支援教育就学奨励費」という。）として支給するために、必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 保護者 児童又は生徒に対して親権を行う者（親権を行う者がいないときは、未成年後見人）
- (2) 育成学級 学校教育法第81条第2項に規定する特別支援学級
- (3) 通級指導 学校教育法施行規則第140条に規定する特別の教育課程による指導
- (4) 収入額 初等中等教育局長通知（平成20年4月1日・20文科初第237号）により文部科学大臣が定めるところにより算定した保護者の属する世帯の収入の額
- (5) 需要額 生活保護法（昭和25年法律第144号）第8条第1項の規定により厚生労働大臣が定める平成25年4月1日基準の例により測定したその世帯の需要の額
- (6) 小中学校 学校教育法第1条に規定する義務教育学校

(受給資格者)

第3条 総合育成支援教育就学奨励費を受けることができる者は、次の各号のいずれかに該当する児童又は生徒の保護者とする。

- (1) 京都市立の小学校、中学校又は小中学校（以下「小学校等」という。）の育成学級に在籍する児童又は生徒
- (2) 小学校等に在籍する学校教育法施行令第22条の3に規定する障害の程度に該当する児童又は生徒（前号に該当する児童又は生徒は除く。）
- (3) 小学校等に在籍している児童又は生徒であって、通級指導を受けるために当該児童又は生徒が在籍している小学校等以外の小学校等に定期的に通うもの（前2号に該当する児童又は生徒は除く。）

(総合育成支援教育就学奨励費の種類等)

第4条 総合育成支援教育就学奨励費は、次に掲げるとおりとする。ただし、前条第3号に規定する児童及び生徒については、第8号のみとする。

- (1) 学用品費及び通学用品費
- (2) 修学旅行費
- (3) 学校給食費
- (4) 校外活動費
- (5) 新入学児童生徒学用品費
- (6) 職場実習交通費
- (7) 交流学习交通費
- (8) 通学費（前条第3号に規定する児童又は生徒については、当該児童又は生徒が在籍する小学校等から通級指導を受ける小学校等に通うために公共交通機関を利用した際に要する交通費（ただし、やむを得ない事情があると認められる場合は公共交通機関以外の交通手段に係る交通費を含む。以下「通級交通費」という。）のみを対象とする。）
- (9) 体育実技用具費

(総合育成支援教育就学奨励費の申込み)

第5条 総合育成支援教育就学奨励費を受けようとする保護者は、毎年度、別に定める調書及び必要な証明書類を添付し、児童生徒の在学する学校の校長に提出しなければならない。

2 校長は、提出された調書と必要な証明書類を整え、教育委員会に提出しなければならない。

(支弁区分の認定)

第6条 教育委員会は、前条第2項の調書の提出を受けた場合は、受給資格の有無について審査する。

2 前項の審査により受給資格が認められる場合は、次に掲げる支弁区分を認定する。

- (1) 支弁区分 I 収入額が必要額の1.5倍未満の者
- (2) 支弁区分 II 収入額が必要額の1.5倍以上、2.5倍未満の者
- (3) 支弁区分 III 収入額が必要額の2.5倍以上

3 前項の規定にかかわらず京都市就学援助支給要綱による支給を受ける者については、この限りではない。

(認定の通知)

第7条 教育委員会は、前条の認定の結果を校長及び保護者に通知するものとする。

(支給の内容)

第8条 総合育成支援教育就学奨励費は、第6条の支弁区分に応じて、別表により支給する。

2 前項の規定にかかわらず、京都市就学援助支給要綱による支給を受ける者にあつては、第4条第6号、第7号及び第8号（通級交通費に限る。）のみを全額支給する。

3 前2項の規定により、支給する場合において、支給額に1円未満の端数があるときはこれを切り捨てる。

(支給の方法)

第9条 総合育成支援教育就学奨励費の支給を受ける保護者は、総合育成支援教育就学奨励費の請求に係る手続を校長に委任するものとする。ただし、これにより難いと認められる場合は、この限りでない。

(認定の取消)

第10条 教育委員会は、保護者に総合育成支援教育就学奨励費を支給する必要がないと認める場合、認定を速やかに取り消すものとする。

(総合育成支援教育就学奨励費の返還)

第11条 総合育成支援教育就学奨励費の給付は、返還を要しない。ただし、申請に偽りその他不正があったと認められる場合、教育委員会は、認定を遡って取り消し、既に支給した総合育成支援教育就学奨励費の額に相当する金額を返還させることができる。

(補則)

第12条 この要綱において、別に定めることとされている事項及びこの要綱の実施に関し必要な事項は、総務部長が定める。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年3月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第8条関係） 支給金額

項目		校種	小学校 小中学校（前期課程）	中学校 小中学校（後期課程）	対象者 支弁区分
学校給食費			実費の半額	実費の半額	I・II
学用品費【注1】			5,815円	11,365円	I・II
通学用品費 【注1】	1学年以外		1,135円	1,135円	I・II
校外活動費【注1】 (宿泊を伴わないもの)			855円	1,165円	I・II
校外活動費 (宿泊を伴うもの)			補助対象経費実費の半額	補助対象経費実費の半額	I・II
修学旅行費			補助対象経費実費の半額 (11,345円以内)	補助対象経費実費の半額 (28,955円以内、ただし 飛行機利用は30,455円以 内)	I・II
新入学児童生徒 学用品費等	1学年のみ		27,030円	31,500円	I・II
交流学习交通費			実費	同左	I・II
			実費の1/2	同左	III
通学費			実費	同左	I・II
			実費の1/2	同左	III
体育実技用具費			実費の半額 (スキーは13,250円以内、 スケートは5,905円以内)	実費の半額 (柔道は3,825円以内、 剣道は26,450円以内、 スキーは19,015円以内、 スケートは5,905円以内)	I・II

<支給基準>

※学用品費・通学用品費・校外活動費（宿泊を伴わないもの）においては、5月15日から7月1日までの間で認定された日が1日以上ある場合で、かつ、10月1日から12月1日までの間で認定された日が1日以上ある場合に限り、全額支給とする。5月15日から7月1日までの又は10月1日から12月1日までのいずれかにだけ、認定された日がある場合は半額支給とする。

※新入学児童生徒学用品費等においては、4月1日から4月30日の間に認定された日が1日以上ある場合に支給する。